

令和6年能登半島地震の対応状況等について

2024年3月11日
経済産業省産業保安グループ^o
ガス安全室

■ 2024年1月1日（月）16時10分に石川県で震度7の地震が発生

□ 地震発生日時（気象庁発表）

2024年1月1日（月）16時10分

□ 震源・マグニチュード（気象庁発表）

石川県能登地方（北緯37.5度、東経137.3度）
深さ約16km、M7.6（暫定値）

□ 最大震度

震度7

□ 石川県内の都市ガス事業者

金沢エナジー株式会社（金沢市）
小松ガス株式会社（小松市）



出典：気象庁ウェブサイト

主な震度情報

震度7	石川県志賀町、輪島市
震度6強	石川県七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度6弱	石川県中能登町、新潟県長岡市
震度5強	石川県金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町 新潟県新潟市（中央区、南区、西区、西浦区）、三条市、柏崎市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市 富山県富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村 福井県あわら市

1. 令和6年能登半島地震の被害状況等（1）

- **都市ガス**は、液状化、差し水等による導管被害のため、**計148戸の供給支障**が生じたが、事業者の復旧対応により、**1月4日中にすべて供給再開**。
- **(株)INPEX 直江津LNG基地**において、地震発生に伴い行ったプラント停止後、製造再開に当たっての**安全確認作業が津波警報発表により中断したことによる製造支障**が発生したが、国産ガスプラントからの供給、パイプライン内湛ガスによる供給に加え、他事業者からのバックアップ供給により**供給支障は生じなかった**。（1月2日送ガス再開）
- **コミュニティーガス（旧簡易ガス）**は、7団地で**509戸の供給支障**が生じたが、事業者の復旧対応により、**建物崩落等により復旧が困難なものを除いて、1月10日までに供給を再開**。

※地震対応については、今後も必要に応じて調査、改善検討等を行う。

◆ 都市ガスの被害状況

- 供給支障の生じた一般導管ガス事業者（2社）：148戸
 - ・日本海ガス(株)（富山市）：液状化に伴う導管損傷等による供給支障 27戸（1月3日に2戸供給再開、4日に25戸供給再開）
 - ・金沢エナジー(株)（金沢市）：差し水による供給支障 121戸（1月4日供給再開）
- 製造支障の生じたガス製造事業者（1社）
 - ・(株)INPEX（上越市）：地震発生に伴って行ったプラント停止後、製造再開に当たっての安全確認作業が津波警報発表により中断したことによる製造支障。製造支障時間約23時間（1月2日送ガス再開）

1. 令和6年能登半島地震の被害状況等（2）

◆コミュニティガス（旧簡易ガス）の被害状況

○供給支障の生じたコミュニティガス（旧簡易ガス）事業者（3社7団地）：509戸

- ・(株)リビック能登：4団地で供給支障
 - 志賀町 1団地 20戸（1月3日供給再開）
 - 宝達志水町 1団地 24戸（1月5日供給再開）
 - 能登町 1団地 40戸（建物被害のため、供給再開未定）
 - 珠洲市 1団地 66戸（1月5日供給再開）
- ・(株)丸八（津幡町）：1団地で供給支障 245戸（1月3日供給再開）
- ・伊丹産業(株)：2団地で供給支障
 - 金沢市 1団地 42戸（1月3日36戸供給再開、1月10日3戸供給再開、残り3戸については建物崩落のため、供給再開未定）
 - 内灘町 1団地 72戸（1月1日54戸（1月3日供給再開）、1月3日追加供給支障18戸（1月4日供給再開））

2. 能登半島地震を受けた国の対応

- **特定非常災害特別措置法**※¹に基づき、令和6年能登半島地震による災害が、令和6年1月1日付で「**特定非常災害**」に**指定**され（令和6年政令第5号）、次のような措置が講じられています。
 - ① ガス消費機器設置工事監督者資格※²のような**有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益**について、**更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期限を令和6年6月30日まで延長**することができること※³。
 - ② 定期消費機器調査のような**履行期限のある法令上の義務**が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても**令和6年4月30日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われない**とすること。

※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

※2 ガス消費機器設置工事監督者の資格は、3年ごとに再講習を受講しなければ、その資格を失う。

※3 権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、令和6年経済産業省告示第17号により指定

- 令和6年1月1日付で**新潟県、富山県石川県及び福井県の35市11町1村**に対して、**災害救助法を適用**することが決定されました。
- これを受け、下記事業者から、災害救助法適用地域において被災された需要家に対する災害特別措置として、**託送供給料金の支払期限を延長する等の措置の申請等**を受理し、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、**災害特別措置の認可**を行いました。

- 関東経済産業局所管（令和6年1月5日付け）
北陸瓦斯株式会社
- 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局所管（令和6年1月11日付け）
日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社